

2月17日から町内会生活道路特別除排雪を実施します

町内会への加入をお願いします

町内会では除排雪の他にも、街路灯の管理、交通安全・防犯パトロール、防災訓練などの「防犯・防災事業」、ごみステーションの維持管理、清掃や花植えなどの「環境美化事業」、お祭りや盆踊り等の「交流親睦事業」そして高齢者見守り活動をはじめとした「福祉に関する活動」など、安全で安心なまちづくりを目指して活動しています。

まだ町内会に加入されていない方は加入をお願いします。

※入会/問合せは町内会事務所(872-2447)まで

北郷親栄町内会では毎年2月に町内のすべての生活道路の除排雪を実施しています。

生活道路は基本的に行政による排雪作業は行われないため、道路の両側に雪がうず高く積もり、歩行者や車両が安全に通行することが困難になります。

町内会では安全の確保と雪解け時の生活環境を整備する目的で、積雪量がもつとも多くなる2月中旬から生活道路の除排雪を実施しています。

費用の負担は、町内会が契約した業者によって排雪作業(道路精成とトラックへの積込み)が行われます。

この費用は町内会が負担し、今年度の契約料は830万円です。町内会の会員は「除排雪・防災特別徴収金」として年間3000円(一か月250円)を負担しています。



雪を雪捨て場まで運ぶトラックは札幌市の「市民助成トラック制度」を利用します。町内会の費用はかかりませんが、この制度は年1回しか使えません。作業日程については裏面をご覧ください。

ご覧ください。作業中は一時的に車両の通行ができなくなったり、ロータリー車で積み込むために片寄せした雪が路面をふさぐ場合があります。順次排雪作業を行います。ご理解とご協力をお願いします。

気が付いた事がありましたら現場に「町内会役員」が立合っているのを声をかけて下さい。

お願い、作業により路面と敷地の間に段差ができる事がありますが、各家庭で処理をお願いします。

また作業中の重機の周りは非常に危険です。絶対に近づかないようにして下さい。

やむを得ず重機の横などを通行する際はガードマンの指示に従ってください。

除排雪期間中のお願い

①敷地内の雪は絶対に道路に出さないでください。出された雪は排雪しません。

②路上駐車は作業の妨げになり、最悪の場合作業を中止します。違法駐車は警察に通報します。

③雪の下に構造物(塀や置物、また自転車など)がある場合はポールを立てるなど目印をつけてください。

④ごみは8時までに下し下さい



期間中はごみ収集時間が早くなります。ごみは**午前8時まで**に出して下さい。



『除排雪情報』はホームページで

今年は積雪量が少ないため、状況によっては作業日程や内容等の変更が想定されます。

親栄町内会のホームページでは「生活道路除排雪情報」も随時更新しています。スマホからでも確認できるのでご利用下さい。

■北郷親栄町内会連絡協議会

ホームページ

<http://kitagoshinei.jp>

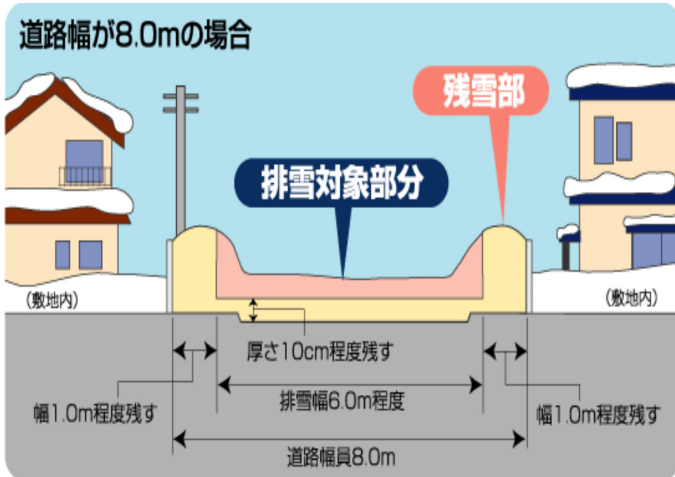


自宅敷地内の雪を道路に出さないで!!

いかなる理由であっても敷地内から出された雪は除排雪をしません！出した雪は自分で片付けてもらいます

道路に雪を出すなど、交通の妨げになる行為は法律で禁止されています。(道路交通法施行令細則第19条) また、事故や作業の遅れにもつながるので絶対にやめてください。

除排雪する範囲



生活道路の排雪範囲は札幌市の規定により図の通りです。また道路幅が6m未満の道路については電柱より道路側を機械で作業できる範囲内で排雪作業を行います。

毎年道路に面した物損事故が発生します。構造物などが雪に埋まってまったく見えないのが要因です。ポール等を立て分かるようにして下さい。

路面や積雪など種々の状況によってもこの規準通りに作業ができない場合があります。ご了承ください。

2月の予定

2日(日)	第3/7町内会 冬まつり
5日(水)	連絡協議会三役部長会
8日(土)	生活道路除排雪実行委員会
9日(日)	防火防犯部会
10日(月)	第1町内会
17日(月)	子ども雪フェスティバル
27日(木)	生活道路除排雪実行委員会
	町内会生活道路除排雪
	町内会新聞第142号発行
	回覧板発行

今月の新聞は「除排雪特別号」として町内会未加入世帯を含む親栄町内会地域全戸に配布しています。